

鳥取県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市国府町上荒舟字上地谷口684の3、686の5、687の3
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため